

中津川市条例第8号

中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、大学の獣医学部等に在籍する者であって、将来市内において獣医師として、産業動物の診療業務（以下「診療業務」という。）に従事しようとする者に対し、中津川市産業動物獣医師育成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けすることにより、これらの者の修学を支援し、もって市内の畜産業を支える獣医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学の獣医学部等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)において獣医学を履修する課程をいう。
- (2) 獣医師免許 獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条に規定する免許をいう。
- (3) 指定施設 市長が規則で別に定める診療業務を行う施設をいう。

(修学資金の対象者)

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学の獣医学部等に在籍している者
 - (2) 獣医師免許を取得した後、1年以内に指定施設において就業する意思がある者
- 2 修学資金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内において市長が決定する。この場合において、市長が貸付けを行う必要がないと認めるときは、修学資金の貸付けを行わないことができる。

(修学資金の額及び利息)

第4条 修学資金の額は、月額10万円とし、これを無利息とする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、当該貸付けに関する債務について、2人以上の連帯保証人を立てなければならない。

(貸付け期間)

第6条 修学資金を貸付けする期間は、大学の獣医学部等の正規の修学期間とし、最大で6年とする。

(貸付けの申請及び決定)

第7条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、必要な事項を審査し、修学資金の貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(貸付けの取消等)

第8条 市長は、前条第2項により修学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸付けの休止)

第9条 市長は、借受者が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以後の月の修学資金として貸付けされたものとみなす。

(返還)

第10条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた月数に相当する期間(前条の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。以下この項において同じ。)内に修学資金を返還しなければならない。この場合において、繰上返還をすることを妨げない。

- (1) 第8条の規定により、修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。
- (2) 大学の獣医学部等を修業した日の属する月の翌日の初日から起算して2年を経過した日までに獣医師免許を取得しないとき。
- (3) 指定機関に獣医師として診療業務に従事しないとき。
- (4) 指定機関において診療業務に従事した後、規則に規定する場合を除き、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間に至る前に指定機関において診療業務に従事しなくなったとき。

2 借受者が前項の規定による返還を同項に規定する期限内に行わないときの手続は、中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例(昭和31年中津川市条例第10号)の定めるところによる。

(返還の猶予)

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号

に掲げる理由が継続する期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することが出来る。

- (1) 第8条の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学に在学しているとき。
- (2) 大学を卒業後、更に他の大学において修学しているとき。
- (3) 学校教育法に規定する大学院（以下「大学院」という。）の修士課程において、診療業務に関する専門知識を修得しようとしているとき。
- (4) 大学院の修士課程を修了後、大学院の博士課程において、診療業務に関する専門知識を修得しようとしているとき。
- (5) 大学を卒業後、獣医師免許を取得することができなかった者が引き続き免許を取得しようとしているとき。ただし、猶予期間は、2年を限度とする。
- (6) 指定機関において診療業務に従事しているとき。

（返還債務の免除）

第12条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務の全部を免除する。

- (1) 大学の獣医学部等を修業した後、大学の獣医学部を修業した日の属する月の翌月の初日から起算して2年が経過した日までに獣医師免許を取得し、指定施設で診療業務に従事した期間（規則で定める機関を除く。）が修学資金の貸付けを受けていた期間（第9条の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）の2分の3に相当する期間に至ったとき。
- (2) 前号に規定する期間中に、獣医師の業務上の理由により死亡したとき又は業務に起因する心身の故障のため獣医師の業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、借受者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事情により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。